

＝尼崎市職員労働組合との交渉記録＝

論 矣

平成 17 年度第 13 号
通 算 第 429 号
平成 18 年 1 月 25 日

尼崎市役所総務局
職員部給与課

－合理化・特殊勤務手当の見直しについて－

平成 18 年 1 月 18 日（水）午後 2 時から午後 4 まで、中央公民館視聴覚室において、先に提案した合理化交渉項目や特殊勤務手当の見直し等について交渉を行った。（提案に係る詳細は論点第 422 号・第 423 号参照。）

また、自動車運転免許にかかる職免の廃止について、提案を行った。

なお、提案項目のうち、「地区施設機能の見直し」については修正提案を行った。

◎組合への提案

地区施設機能見直しにかかる修正提案（メモ）

[別紙 1](#)のとおり

自動車運転免許更新に係る職免の見直しについて（メモ）

[別紙 2](#)のとおり

◎具体的な交渉内容

1 合理化交渉について

課題の要旨

昨年秋に提案した合理化項目について、支部協議等での話し合いが進められているが、各々の提案項目での諸課題について、本部での交渉を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p><u>地区施設機能の見直し</u></p> <p>修正提案で、開館日が第 1・第 3 土曜日から第 2・第 4 土曜日に変更されているが、この提案趣旨は何か</p>	<p>月 2 回の土曜日の会館を確保するうえで、年始やゴールデンウィーク等と前後する第 1・第 3 土曜日より、第 2・第 4 土曜日のほうが影響は少ないと判断したものである。</p>
<p>老人指導員や青少年指導員などの業務に従事してきた職員は職種変更されるのか。</p>	<p>事務職への職種変更を行う予定である。</p>
<p>今回の提案のなかに戸ノ内地区にかかる項目がないが、対象外ということか。</p>	<p>平成 18 年 4 月からの実施に向けて、他の地区と同様の内容で、地元との協議を行っているところである。内容が確定次第、改めて交渉の場で提案したい。</p>
<p>話し合いを進めていくに際して、どこが中心的な窓口になるのか。</p>	<p>健康福祉局や教育委員会にまたがる課題もあるが、基本的には、見直し後に総合センターを管轄する市民局人権啓発室となる。</p>
<p><u>消費生活センターにおける啓発業務</u></p> <p>消費者トラブルに関する相談件数が増加しているなかで、業務内容をより充実させる意図は理解できるが、人件費効果をあげるための合理化というのは理解できない。</p>	<p>職員よりも、より高度で広範な知識を有する専門職に委託することで、業務の質の向上を図るものである。</p>
<p><u>市税例日収入整理業務</u></p> <p>業務内容からみても、本来的には再任用職場として整理すべきではないか。今後も再任用職員の数が増大していくなかで、単に配属希望がないから委託するというわけではないのか。</p>	<p>委託化に馴染むか否かは、あくまでも業務内容を精査した結果、判断しているものである。</p>

課題解決への方向性

引き続き協議交渉を重ねていくこととした。

2 特殊勤務手当の見直し

課題の要旨

前回交渉時に提案した特殊勤務手当の見直しについて、詳細な議論を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
年末年始特勤の廃止は、阪神間他都市でも実施していない。民間などでも、年末年始においては、いわゆる「もち代」的な要素として、一定の加給が行われている実態をみれば、非合理的な手当ではない。	職員厚遇問題の見直しを進めている大阪市においても、年末年始特勤の廃止を打ち出しており、世論に対するインパクトは大きなものであると感じている。このような背景もあるなかで年末年始特勤に著しい特殊性があるとは思っておらず、廃止すべきであると考えている。
1月13日の正式提案前から、特殊勤務手当の見直しの議論は支部レベルで継続していたが、正式提案前ということで、原局側は交渉の当事者能力を有さないとのスタンスであった。今後、支部交渉を進めていくにあたり、原局側に当事者能力を与えないと、責任の所在が不明確になり、協議に支障をきたすことになる。	1月13日の正式提案以降については、支部交渉についても正式な話し合いとして認めるものであり、その協議内容や結果については、本部交渉においても尊重していく。 ただし、支部交渉を進めるにあたっては、最終的には、特殊勤務手当を条例化するという目的を念頭におき、現場の実情だけでなく、市民の理解が得られ、説明できる内容であるか否かに十分留意して欲しい。

課題解決への方向性

上記の確認に基づき、原局と支部での話し合いのなかで再整理を行ってうえで、引き続き協議を重ねていきたいとした。

3 自動車運転免許更新に係る職免の見直しについて

課題の要旨

運転手業務に従事する職員が運転免許証を更新するにあたり、職務上必要であるとして、更新手続きにかかる必要な時間を職免として取扱ってきた。

しかしながら、近年、免許が更新できる時期が誕生日の前後1ヶ月に延長されたことや、免

許有効期限が最長5年間に延長されたこと及び運転免許更新を行う運転免許試験場が日曜日も業務を行うようになり、従前と比べて更新手続きがしやすくなっていることを受け、当該取扱の廃止を提案した。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
阪神間の近隣他都市での取扱はどのようになっているのか。	芦屋市・川西市・三田市のみ残っているが、その他（西宮市・伊丹市・宝塚市）では実施していない。また、尼崎市でも水道局・消防局・交通局では、過去から職免扱いとしていない。

課題解決への方向性

妥結に向け、引き続き協議交渉を重ねていくこととした。

以上
(給与課)

平成18年度向け 合理化等提案項目について（メモ）

H18.1.18

平成17年10月31日付けの提案を、次のとおり修正する。

4 地区施設機能の総合センターへの統合

(4) 総合センターの開庁時間の変更

現在閉庁している土曜日のうち、毎月第2土曜日及び第4土曜日について、午前9時から午後5時までを開庁とする。

以上

(給与課)

修正前

4-(4) 総合センターの開庁時間の変更

現在閉庁している土曜日のうち、毎月第1土曜日及び第3土曜日について、午前9時から午後5時までを開庁とする。

地区施設の機能統合に伴う職員数の異動について

平成 18 年 1 月 18 日

	施設	現行	統合後	減
上ノ島	総合センター	4	4	0
	老人福祉センター分館	5	2	3
	併設公民館	2	1	1
	青少年会館	6	2	4
	計	17	9	8
神崎	総合センター	4	4	0
	老人福祉センター分館	3	2	1
	併設公民館	2	1	1
	青少年会館	5	2	3
	計	14	9	5
水堂	総合センター	4	4	0
	老人福祉センター分館	4	2	2
	併設公民館	2	1	1
	青少年会館	5	2	3
	計	15	9	6
今北	総合センター	5	5	0
	老人福祉センター分館	5	2	3
	併設公民館	2	1	1
	青少年会館	5	2	3
	計	17	10	7
南武庫之荘	総合センター	5	5	0
	老人福祉センター分館	5	2	3
	併設公民館	2	1	1
	青少年会館	6	2	4
	計	18	10	8
塚口	総合センター	4	4	0
	老人福祉センター分館	3	2	1
	青少年会館	5	2	3
	計	12	8	4
合計	総合センター	26	26	0
	老人福祉センター分館	25	12	13
	併設公民館	10	5	5
	青少年会館	32	12	20
	計	93	55	38

以上

自動車運転免許更新に係る職免の見直しについて（メモ）

H18. 1. 18

(1) 理由

職員の職務に専念する義務の免除について、制度趣旨に馴染まなくなっている自動車運転免許更新に係る運用について見直しを行う。

(2) 見直しの内容

自動車運転手等の職員が自動車運転免許を更新する際、職免規則第2条4号「本市の行う任用試験を受ける場合又は職務遂行上必要な資格試験、検定試験を受ける場合」の条項適用により職免が承認されている運用を廃止する。

(3) 実施時期

平成 18 年 4 月 1 日

(4) 諾否期限

平成 18 年 1 月 25 日

以 上